

## 3 級火薬庫「保安検査」事前調査票

作成者職・氏名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

事業所名		代表者職・氏名	
事業所所在地			
電話番号		ファックス番号	
取扱保安責任者	資格	正 ( 甲 ・ 乙 )	副 ( 甲 ・ 乙 )
	氏名		
3 級火薬類の所在地			
3 級火薬庫	許可火薬類の種類	許可貯蔵量 kg	定期自主検査実施
号棟			年度
号棟			第 1 回 年 月 日
号棟			第 2 回 年 月 日
号棟			
第 1 種保安物件名	第 2 種保安物件名	第 3 種保安物件名	第 4 種保安物件名
法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル	法定保安距離 メートル
申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル	申請書面保安距離 メートル
実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル	実測保安距離 メートル
検査項目	省令等	検査基準	判定基準
壁厚	規則 2 7 条 1 項 1 号	鉄筋コンクリート造の場合、20 釐以上、補強コンクリートブロック造の場合は 30 釐以上。前面の壁は厚さ 10 釐以下の無筋コンクリート造とする。	ひび割れ、風化等がないこと。
扉	規則 2 4 条 4 号	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。	外扉は厚さ 3 mm 以上の鉄板とすること。 内扉、外扉及び外扉の錠は、日本産業規格 K4832 (2018) 火薬類の盗難防止設備の要求事項の各基準に適合すること。 内扉及び外扉はそれぞれ錠を使用すること。
窓	同 2 4 条 5 号	窓を設ける場合は、地上から 1.7 倍の高さ、直径 1 釐以上の鉄棒を 10 釐以下間隔ではめ込む。内方に不透明のガラス引戸、外方に外から容易に開かない耐火扉とする。	窓ガラス、耐火扉の破損がないこと。
床 通気孔	同 2 4 条 6 号	床高は地盤面から 30 釐以上。床に 2 個以上の通気孔を設け、金網を張る。(幅 20 釐以上の通気孔には約 5 釐間隔で直径 1 釐以上の鉄棒をはめ込む。)	床面の破損がないこと。 通気孔の金網破損がないこと。 通気孔を設けない場合は、床と地盤面の間に、防湿フィルムを敷設するか、床面に防湿塗料を塗布すること。
			適 ・ 否
			適 ・ 否
			該当無し
			適 ・ 否
			適 ・ 否

床 面	同 2 4 条 7 号	床面は板張りで鉄類を表さない。	床板の割れ、釘の浮きがないこと。	適 ・ 否
換 気 孔	同 2 4 条 8 号	金網張り、火薬庫の大きさにより天井に1個以上、両つまに各1個付ける。	換気孔の金網の破損がないこと。	適 ・ 否
暖 房	同 2 4 条 9 号	暖房設備は、火薬類の爆発又は発火を防止するための措置を講ずるとともに、燃焼しやすい物と隔離する。	次のいずれかの基準に適合すること。 ①火薬庫と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気による放熱体を火薬庫内に設置する場合、放熱対の側面には、取り外しが可能で掃除ができる構造の適当な覆いを取り付けること。 ②火薬庫と完全に隔離された熱源で加熱された熱風を危険工室内に送り込む場合、吹き出し口の温度は50度以下とし、熱源からの熱粉じんが吹き出し口から飛び込むおそれがあるときは、吹き出し口の前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。 ③火薬類が飛散するおそれがない火薬庫において、エアコンディショナを設置する場合、吹き出し口の温度を摂氏40度以下とし、電気配線は火薬庫内に表さないようにすること。	該当無し 適 ・ 否
照 明	同 2 4 条 1 0 号	照明を設けた場合は防爆式電灯、配線は金属線ピ工事、金属管工事、がい装ケーブル工事とする。自動遮断器、開閉器は庫外に設置する。	防爆式電灯であること。 スイッチ等は庫外にあること。	該当無し 適 ・ 否
屋 根	同 2 7 条 1 項 2 号	小屋組は木造とし、屋根は鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性であって爆発の際軽量飛散物となるような建築材料とする。	雨といの破損、詰まりがないこと。 雨もりがないこと。	適 ・ 否
警 戒 ・ 消 火 設 備	同 2 7 条 1 項 4 号	入口は、付近の保安物件に対し、危険の虞のない側に設け、かつ、火薬庫の外側に注水しうる設備を設ける。	空地に燃えやすいものが堆積していないこと。十分な消火用水と消火用器具は整然と用意されていること。	適 ・ 否
盗 難 防 止 措 置	同 2 4 条 1 5 号	天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。	日本産業規格 K4832 (2018) 火薬類の盗難防止設備の要求事項 3.3 火薬庫の天井裏又は屋根に張る金網の基準に適合していること。	適 ・ 否
警 鳴 装 置	同 2 4 条 1 6 号	警鳴装置を設置する。(見張所等を設置し、見張人等を常時配置した場合はこの限りでない。)	日本産業規格 K4832 (2018) 火薬類の盗難防止設備の要求事項 3.4 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること。	適 ・ 否

土堤 簡易土堤	同 2 7 条 1 項 5 号	周囲は、土堤又は簡 易土堤で囲む	規則 3 1 条の土堤に適合すること。 規則 3 1 条の 2 の簡易土堤に適合すること。	適 ・ 否
------------	-----------------------	---------------------	--	-------

◆土堤の場合

検査項目	省令等	検査基準	判定基準	自己点検結果
位置	同 3 1 条 1 号	土堤の内壁の堤脚から棟の外壁まで1 ｍ以上の距離においてできるだけ接近して構築する。	堤脚と外壁との間の距離を確認すること。	適 ・ 否
出入口	同 3 1 条 2 号	切通しによる出入口の場合は、平面図において棟の本屋から外方に引いたすべての直線が土堤の頂上の線と交さする。	当該工室又は火薬庫等が見通して見えないこと。	適 ・ 否
	同 3 1 条 3 号	トンネルによる出入口の場合は、平面図において棟の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線がトンネルの壁の線と交さする。	当該工室又は火薬庫が見通して見えないこと。	適 ・ 否
勾配等	同 3 1 条 4 号	土堤は 4 5 度以下の勾配とする。（ただし、土堤の内面を補強し崩壊を防止するための措置を講ずる場合にあつては、その内面を九十度より急でない勾配とすることができる。） 高さは煙火火薬庫の場合は軒高（1.5 ｍ未満の場合は 1.5 ｍ）、その他の火薬庫及び一時置場にあつては屋頂の高さ以上とする。 頂部の厚さは 1 ｍ以上とする。	構造が許可を受けずに変更されていないこと。	適 ・ 否
土留め	同 3 1 条 5 号	土堤は、火薬類の爆発の際、火炎や飛散物が外部へ放出されることを防止し、かつ、軽量の飛散物となるような材料を使用すること。	土留めの腐朽等がないこと。 次の一以上の材料を用いたものとする。 1. 土 2. ソイルセメント 3. ジオテキスタイルで補強した土	適 ・ 否
通路	同 3 1 条 6 号	2 棟以上が隣接し、中間土堤を兼用する場合は、この土堤に通路を設けない。	構造が許可を受けずに変更されていないこと。	適 ・ 否
土堤面	同 3 1 条 7 号	土堤面を芝草類又はセメントモルタル又は布製型枠（セメントモルタルを使用す	芝草が剥げていないこと。 枯草がないこと。 セメントモルタル等が剥がれていないこと	適 ・ 否

		るものに限る)で被覆する。		
--	--	---------------	--	--

◆簡易土堤の場合

検査項目	省令等	検査基準	判定基準	自己点検結果
位置	同 3 1 条 1 号	土堤の内壁の堤脚から棟の外壁まで1.5m以上の距離においてできるだけ接近して構築する。	堤脚と外壁との間の距離を確認すること。	適 ・ 否
出入口	同 3 1 条 2 号	切通しによる出入口の場合は、平面図において棟の本屋から外方に引いたすべての直線が土堤の頂上の線と交さずする。	当該工室又は火薬庫等が見通して見えないこと。	適 ・ 否
	同 3 1 条 3 号	トンネルによる出入口の場合は、平面図において棟の外壁からトンネルの方に引いたすべての直線がトンネルの壁の線と交さずする。	当該工室又は火薬庫が見通して見えないこと。	適 ・ 否
勾配等	同 3 1 条 の 2 1 号	土堤の勾配は75度以下とする。 土堤の高さは、軒までの高さ(1.5m未満の場合は1.5m)以上とする。 頂部の厚さは60cm以上とする。	構造が許可を受けずに変更されていないこと。	適 ・ 否
土留め	同 3 1 条 の 2 2 号	爆発の際、軽量の飛散物となる側壁板及び支柱を用いて堅固な土留めとする。	土堤内の土、砂が十分に満たされていること。 土圧により、板が破損していないこと。 材料は木材、プラスチック材、軽量骨材を用いたセメント板であること。	適 ・ 否
通路	同 3 1 条 6 号	2棟以上が隣接し、中間土堤を兼用する場合は、この土堤に通路を設けない。	構造が許可を受けずに変更されていないこと。	適 ・ 否
土堤頂部	同 3 1 条 の 2 3 号	頂部は板等で覆い、できるだけ雨水が浸入しない構造とする。	板の乾燥により、隙間が大きくなっていないこと。	適 ・ 否